

(案)

標準共済システムに対する
高額療養費制度改正対応に係る
調査の委託

仕様書

厚生労働省第二共済組合ほか18共済組合

令和8年6月

1. 件名

標準共済システムに対する高額療養費制度改正対応に係る調査の委託

2. 目的

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が平成15年8月8日に決定した「e-Japan重点計画2003」においては、国家公務員共済組合が行う業務（以下「共済業務」という。）は、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって必要な業務の見直しを行うこととされた。これを受け、平成16年7月30日に「共済業務・システム最適化計画」（CIO連絡会議決定）が作成された。

この計画では、共済業務の見直しを行うとともに、国家公務員共済組合における事務については、19の国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が共通で使用できるシステム（以下「標準共済システム」という。）の整備・導入を図ることが謳われた。

標準共済システムは、この決定に基づき、共済業務・システムの最適化を実現する共済組合共通のシステムとして平成18年度末までに設計・開発を完了し、平成19年度から標準共済システムの保守及び改修等を行い、令和元年度末には新システムへの移行が完了し現在に至っている。

この標準共済システムは、現在、資格管理機能、掛金・負担金管理機能、短期給付機能、事業報告機能、財務会計（経理）機能及び貸付管理機能を有している。

なお、現在、標準共済システムのマイグレーションによる標準共済システム（第三世代）の開発をすすめており、令和8年8月より段階的に移行する予定である。（詳細は、別紙3の「標準共済システムの導入共済組合について」を参照。）

本仕様書は、標準共済システムの高額療養費制度改正対応等のための改修事前調査について、受託者が遵守すべき事項を記述したものである。

3. 委託内容

(1) 共通事項

① 委託範囲及び体制

ア 別途交付する標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産（以下「標準共済システムの既存資産」という。）をもとに、別紙1「調査事項等について」に記載された改修のための事前調査作業を委託する。

イ 本仕様書策定時点で想定している共済組合の体制は、別紙2「標準共済システムのプログラム調査に関する共済組合側体制（案）」のとおりである。

② プロジェクト管理等

ア 本委託に関する作業（プロジェクト管理等を含む。）は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和7年5月27日 デジタル社会推進会議幹事会決定）」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）（令和7年6月27日 サイバーセキュリティ戦略本部）」等のドキュメントに従い進めること。

イ 受託者の作業標準は、「共通フレーム2007（第2版）SLCP-JCF2007」または「共通フレーム2013 SLCP-JCF2013」（以下「SLCP」という。）を取り入れたものを採用すること。

なお、本委託においては、SLCPにおける「1. 7 運用プロセス」(※)及び「1. 8 保守プロセス」を主な対象とし、必要に応じて、「2. 支援ライフサイクルプロセス」等を含むものとする。

※ 「1. 7 運用プロセス」のタスクである「1. 7. 2 運用テスト」、「1. 7. 6 業務運用と利用者支援」を主な対象としている。

ウ 本委託の着手に当たっては、別途交付する「標準共済システムのプログラム保守等要領」、「保守ガイドライン」及び「運用管理設計書」並びに別紙1「調査事項等について」等に基づき、「標準共済システムのプログラム調査に係るプロジェクト計画書」を作成すること。

なお、当該計画書には、作業スケジュール、受託者業務実施体制、作業場所、セキュリティ対策、会議体等に関する記載を含めること。

エ 本委託の進め方及び作業スケジュール等の検討に当たっては、共済組合の作業負荷を軽減するよう配慮すること。

オ 本委託の進捗状況を常に把握し、共済組合の指示に従って1ヶ月に1回程度の定例的な打合せを設け、作業内容及び結果を報告すること。

なお、当該報告には、課題の管理に関する事項を含むものとする。

また、WBSの作成、出来高計画値(PV)の設定及びEVMによる進捗管理を実施すること。

カ 打合せを実施した場合は、終了後2営業日以内に議事録等を提出すること。

キ 共済組合への各種報告については、共済組合におけるシステムに関する知識・経験を考慮し、容易に理解できるように配慮すること。

ク 標準共済システムのプログラム調査に係るプロジェクト計画書、設計書及び報告書等の各種ドキュメントの種類、内容、報告の時期等は、事前に共済組合と協議すること。

③ その他

ア 本委託の実施に当たっては、必要に応じて関係者との各種調整(各共済組合間の意見調整、システム連携先との仕様調整等)及び打合せ開催(資料の作成及び説明等を含む。)を行うこと。

イ 本委託の実施に当たり、共済組合へのヒアリング等が必要となった場合は、実施すること。

ウ 業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、作業手順や成果物等は、標準共済システムの既存資産の規約類に基づき、標準化を行うこと。

エ 本委託の実施に当たっては、共済組合が定める各種規程、ルール等を踏まえた上で、事故・不正行為対策を講ずること。

オ 本委託の実施に当たり、必要な作業場所及び設備(調査で利用するシステム環境(以下「調査用システム環境」という。)を含む。)は、消耗品(納入用媒体等を含む。)を含め受託者が用意すること。

なお、調査用システム環境は、別途交付する「保守ガイドライン」に記載している標準共済システムの動作環境等に関する要件を満たすものとするが、本仕様書(別紙を含む。)の内容を勘案し、本委託の実施に支障が無い範囲であれば、受託者は共済組

合の承認を得た上で、安価な調査用システム環境の構成を採用することも可能とする。
カ 本委託の実施に伴い、「共済業務・システム最適化計画」に追加・変更すべき内容が生じた場合は、共済組合と調整の上、当該計画の改訂等の支援を行うこと。

4. 納入成果物

- (1) 各種ドキュメントは、日本語で記載し、原則としてMicrosoft Word及びMicrosoft Excelの電子ファイルで作成すること。
- (2) 納入成果物に係る書式等は、標準共済システムの既存資産との整合を図ること。(必ずしも様式等を一致させる必要はないが、標準共済システムの既存資産と納入成果物の整合性が確認しやすいようにすること。)
- (3) 納入成果物は、次のとおりとする。
 - ① 標準共済システムに対する高額療養費制度改正対応に係る調査に係るプロジェクト計画書
 - ② 標準共済システムの高額療養費制度改正対応に係る調査結果資料 一式
 - ③ 受託者が打合せ等において共済組合へ提示した資料 一式
 - ④ その他必要なドキュメント等 一式
- (4) 納入成果物は、CD等の記録媒体に記録し、19セット納入すること。(予備数は別途調整すること。
なお、納入先は、共済組合の指定する場所とする。(東京23区内)
- (5) 調査内容に対する共済組合への意見照会に必要な次の作業を行うこと。(意見照会時期は、共済組合と協議の上、決定すること。)
 - ① 意見照会に必要な資料を作成すること。
 - ② 意見照会の結果、共済組合から質問・意見等があった場合、共済組合と協議の上、納入成果物への反映を検討すること。また、意見等があった共済組合への回答の作成支援を行うこと。

5. 納入期限

最終納入期限は令和8年10月30日(金)とする。

ただし、共済組合が別に納入期限を定める必要があるものについては、受託者と協議の上、納入期限を定めることとする。

6. その他

- (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本委託に必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 本委託の詳細については、共済組合に確認すること。
なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、共済組合と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事録等を作成の上、共済組合に確認を得ること。
- (3) 日本語での対応ができること。
- (4) 次の条件を満たす体制を確保できること。
 - ① ISO等の公的機関による認証(ISO9001等)若しくはこれと同等以上の品質管理制

度を有している組織・部門が本作業を実施すること。

- ② 本作業のリーダーは、プロジェクトマネジメントに関する公的資格を有すること。
- ③ 体制には、資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能を備えた公務員等共済組合向けシステム又は資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能を有する類似システム等の設計・開発経験があり、資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能の設計・開発に必要な共済業務に関する知識を有する者2名以上を含むこと。
- (5) 別途調達の2026年度「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」の受託者及び共済組合から、標準共済システムの既存資産に関する引き継ぎ等を受けられること。
- (6) 標準共済システムの監査等が実施された場合には、資料提供・問合せ対応等の各種協力ができること。
- (7) 本委託業務の履行にあたって市販流通品ソフトウェアを用いる場合においても、当該製品の不具合等により業務に支障が発生した際には、受託者の責任において早急な対応を行うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の全部又は管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の適正な遂行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受託者は、あらかじめ再委託先の情報を共済組合に提出し承認を得るとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について全ての責任を負うこと。
また、受託者は、再委託先においても契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を確保するとともに、その旨を再委託先との約定に含めること。なお、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、共済組合に報告すること。
- (9) 受託者（委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先を含む。以下、同じ。）において、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。なお、受託者は、不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、不正行為が行われるリスクを回避するための試験を行い、意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等で原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。
また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出できること。
- (10) 委託業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、共済組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受託者は、共済組合が定めた実施内容に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。なお、共済組合が別途選定した事業者による情報セキュリティ監査でも受け入れること。
- (11) 受託者が共済組合施設内において作業を行う場合には、あらかじめ作業従事者名簿と作業計画書を提出し、共済組合の確認を得なければならない。なお、受託者は、作業従事者名簿等のおりに共済組合施設内における作業が実施されたことを確認すること。
- (12) 受託者が「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）を用いる場合、Common Criteria (ISO/IEC 15408) の評価保証レベル (EAL) 4以上の製品を使用すること。なお、機器等において当該基準を満

たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、共済組合の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用すること。

- (13) 受託者が提出する資料、書面等により共済組合に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、共済組合は受託者に是正を求めることがあり、受託者は相当の理由が認められるときを除きこれに応じること。なお、共済組合は、受託者の資本関係・役員の情報、業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績等に関する情報提示を求めることがあり、受託者はこれに応じること。

以 上

【別紙1】 調査事項等について

1. 委託内容

「標準共済システムに対する高額療養費制度改正対応に係る調査対応」では、「2. 調査事項」に示す改修等の事前調査を委託する。

2. 調査事項

調査する機能等の詳細については、作業着手前に共済組合側と調整すること。

(1) 高額療養費制度改正に関する事前調査

標準共済システムのプログラムに対し、令和8年8月施行および令和9年8月施行の高額療養費制度改正に関しての影響範囲等について事前調査を行う。

制度改正の概要は以下のとおり。

<令和8年8月施行>

- A 医療費の伸び等に対応した見直し（算定基準額の見直し）・月次
- B 医療費の伸び等に対応した見直し（算定基準額の見直し）・年次
- C 患者負担に年間上限（年単位の上限額）を導入（（1）長期療養者への配慮）・年次
- D 70歳以上低額所得者への外来特例としての高額療養費（年間上限）の新設・年次
- E 70歳以上低額所得者への多数該当の新設・月次

<令和9年8月施行>

- F 所得区分の細分化および算定基準額の見直し・月次
- G 所得区分の細分化および算定基準額の見直し・年次

なお、現在、標準共済システムでは、70歳以上低額所得者（一定所得以下）は区管理、高額療養費自動算定の対象外であるが、本制度改正に伴い管理対象とすることを前提とする。

(2) その他

調査結果について調査報告書を作成する。

3. 留意事項

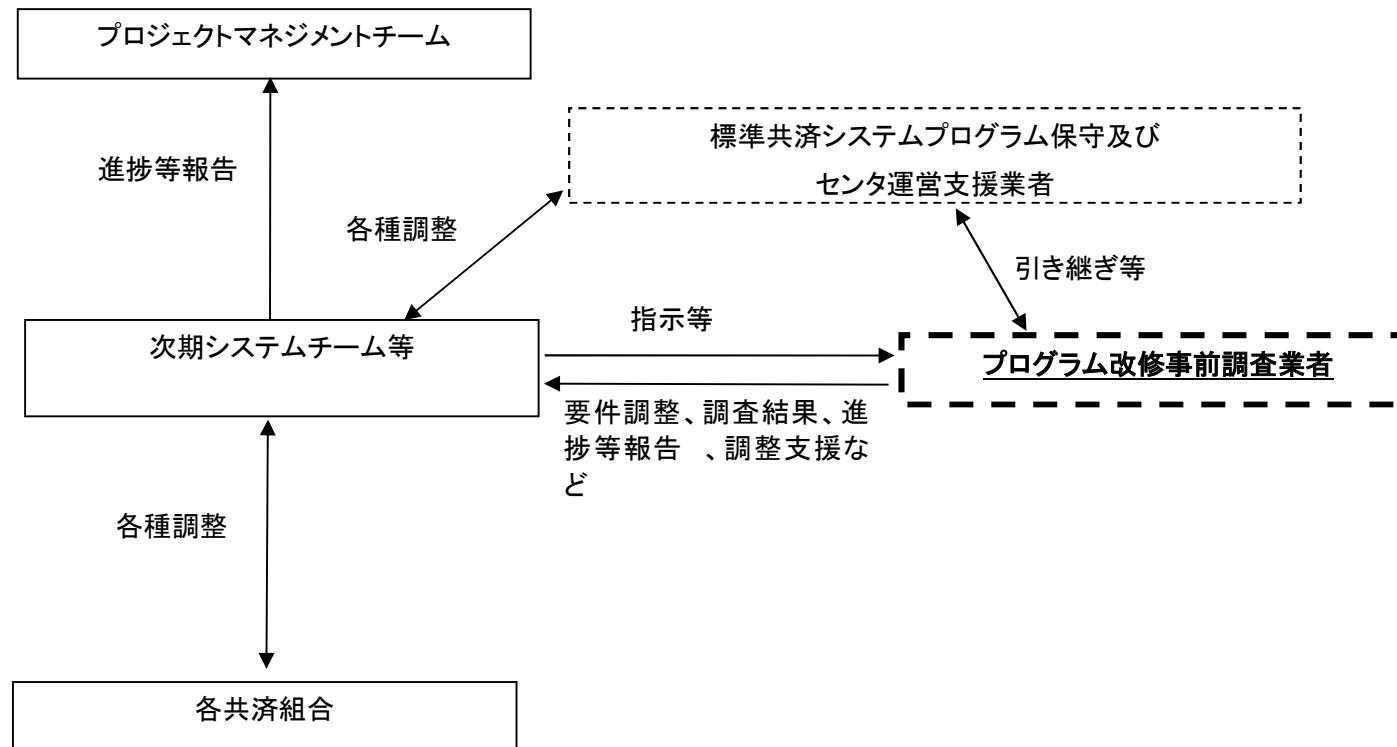
- (1) 調査報告書の最終納期は令和8年10月30日とする。
- (2) 調査結果については令和8年8月末までに共済組合側に報告し、改修方針について協議すること。

- (3) なお、本委託において共済組合側より標準共済システムの設計書等成果物（令和7年度末時点の納入成果物）を開示するが、成果物への追加・変更は本委託の対象外とする。

以 上

【別紙2】 標準共済システムのプログラム改修に関する共済組合側体制（案）

標準共済システムのプログラム改修に関する共済組合側体制（案）は下図の通り。（下図の実線部分が標準共済システムのプログラム改修に関する共済組合側の体制）



【別紙3】 標準共済システムの導入共済組合について

標準共済システム（第三世代）の導入共済組合および本番稼働開始時期（予定）は下記の通りである。

記

項番	共済組合名	本番稼働開始時期 (予定)	共同 利用	本・支 部数 (※ 1)	組合員 数 (※1)	被扶養者 数(※ 1)
1	衆議院共済組合	令和8年9月	○	3	2,810	1,623
2	参議院共済組合	令和8年10月	○	1	1,351	889
3	内閣共済組合	令和8年9月	○	9	18,932	13,832
4	総務省共済組合	令和8年8月	○	4	8,073	5,134
5	法務省共済組合	令和8年9月	○	56	37,510	25,049
6	外務省共済組合	令和8年10月	○	1	7,472	7,107
7	財務省共済組合	令和8年10月	○	36	87,736	65,475
8	文部科学省共済組合	令和8年10月	○	96	243,091	155,413
9	厚生労働省共済組合	令和8年9月	○	63	65,175	30,164
10	農林水産省共済組合	令和8年10月	○	1	26,508	19,790
11	経済産業省共済組合	令和8年10月	○	2	16,963	11,827
12	国土交通省共済組合	令和8年10月	○	50	68,971	62,615
13	防衛省共済組合	令和8年10月	—	260	259,736	275,548
14	裁判所共済組合	令和8年9月	○	40	26,190	17,228
15	会計検査院共済組合	令和8年10月	○	1	1,299	887
16	刑務共済組合	令和8年9月	○	10	24,639	28,142
17	厚生労働省第二 共済組合	令和8年10月	○	167 (※2)	93,885	45,406
18	林野庁共済組合	令和8年10月	○	10	7,054	5,544
19	国家公務員共済組合 連合会職員共済組合	令和8年10月	○	1	20,943	9,860

※1 本・支部数、組合員数(短期適用計)及び被扶養者数は令和6年度末時点。

※2 支部の配下に約159の所属所があり、短期給付業務等を実施。所属所と支部あわせて167。

以 上